2019年12月10日

各　位

会　社　名　株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ
代 表 者 名　代表取締役社長　味岡 桂三
コード番号　7173　東証第一部
問 合 せ 先　経営企画部長　　澁谷　浩
（TEL 03－5341－4301）

収納金管理信託「葬儀生前信託」の取扱開始について

当社子会社の株式会社きらぼし銀行（頭取 渡邊 壽信、以下「きらぼし銀行」といいます。）は、葬儀事業者向け商品として新しい信託商品「葬儀生前信託」の取扱いを2020年1月より開始いたします。

高齢化が進展する中で、身寄りのない高齢者が増加するとともに、残される方々も高齢化しております。こうした背景の中、生前に葬儀内容をご自身で選択し、残されたご親族等の負担を軽減したいというニーズが高まっております。こうしたニーズにお応えする信託商品が今回、取扱いを開始する「葬儀生前信託」です。

本商品は、葬儀ご予約者が葬儀費用の予約金（前払金）を葬儀事業者にお支払いした金銭について、葬儀事業者が他の金銭と分別管理します。当該予約金（前払金）については、きらぼし銀行がお預かりすることで、葬儀ご予約者やご親族にもご安心いただける商品となります。また、本商品を取扱う葬儀事業者は、葬儀予約者さまに対して健全性・透明性をアピールすることができます。

当社グループは、持続可能な地域社会の実現に向けて、信託が持つ資産管理機能を活用した新しい商品開発に取組み、お客さまからファーストコールをいただける金融グループを目指してまいります。

【葬儀生前信託】商品概要

申　込　者	葬儀事業者
信 託 期 間	1年（原則、自動延長となります）
信 託 金 額	葬儀事業者が葬儀ご予約者からお預かりした予約金の総額 ※ 信託設定のため初回金として申込者からお預かりします
信 託 報 酬	申込者ごとに個別に設定します
信 託 決 算	年1回
通知書発行	葬儀ご予約者あてに、きらぼし銀行から信託金をお預かりしたとき、および年1回の定めた時期に通知書を発行します。
そ　の　他	当該金銭信託は元本補てんの契約をしておりません。 また、元本が保証されている商品ではありません。 当該金銭信託は預金ではなく、預金保険制度の対象外です。

※ 本商品に関するご相談は当社本支店または信託事業部までお問い合わせください。

以上